

地上・衛星デジタル放送における著作・制作者保護と 視聴者・ユーザ利便の確保のバランス

現在の地上・衛星デジタル放送では、すべての放送番組について厳格な「コピーワンス制約」が課せられており、録画視聴や放送コンテンツの再利用を不便・不可能にしている。放送コンテンツの内容・性格は多種多様であり、著作・制作者の権利を厳格に保護する必要のある番組もあれば、自由な録画・再利用・流通によってかえってその社会的な価値を増す番組もある。「ニュース番組の教育・学習目的利用(たとえばニュースを集め、これを編集して作る夏休み課題)」は後者の例である。現在のコピーワンス制約は権利保護の一方のみに偏しており、視聴者・国民が放送コンテンツから最大の価値を引き出す目的に合致していない。

この点を是正するため、2006年度内に「著作・制作者の権利を保護しつつデジタル放送コンテンツの録画視聴、再利用、流通を実現するためのシステム・環境作りの検討」を開始するべきである。またその際、事業者・メーカー側だけでなく視聴者・ユーザ側の事情も検討結果に反映されるよう、開かれた検討の場を設けるよう留意するべきである。